

(別添3)

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課
内線番号	4773

No.	項目	内容
①	処分名	確認規定の認定
②	法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
③	法令番号	平成2年法律70号
④	根拠条項	第16条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	第十六条 一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。
⑦	審査基準	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第16条第5項 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第29条
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)15日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑫	問合せ	生活衛生課食品衛生係(075-414-4759)
⑬	備考	